

# 【建設業法の遵守について】

建設業法に違反した場合、建設業法第28条に規定する監督処分（営業停止等）の対象になります。建設業法の遵守、特に以下のような違反にならないよう十分に留意し、適切な施工体制をとられるようお願いいたします。

## ＜元請・下請間の請負契約における法令違反＞

- ① 請負契約を書面で結ばずに、口頭で済ませる行為
- ② 建設業の許可のない者と、建設業の許可が必要な金額の請負契約を結ぶ行為
- ③ 特定建設業の許可のない者が下請業者と総額4,000万円（建築一式においては6,000万円）以上（※）の請負契約を結ぶ行為  
（※）平成28年5月31日までは3,000万円以上（建築一式の場合は4,500万円）
- ④ 一括下請負に該当する請負契約を結ぶ行為

※①～④のいずれの行為においても**契約当事者双方が監督処分の対象**となります。

## ＜工事の施工における法令違反＞

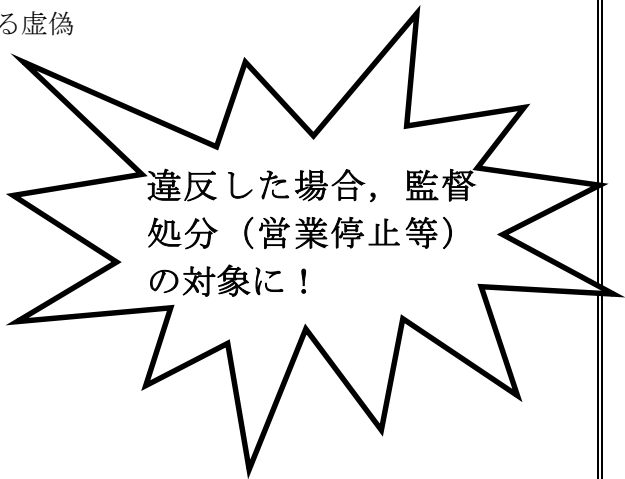
- ① 主任技術者・監理技術者の専任性を要する工事における専任性の不備
- ② 主任技術者・監理技術者に関する虚偽報告（名義貸し等）
- ③ 施工体制台帳・施工体系図作成を要する工事における当該書類の不備

## ＜建設業の許可申請・経営事項審査申請における法令違反＞

- ① 建設業許可の申請書及び関係資料における虚偽
- ② 経営事項審査の申請書及び提示資料における虚偽
- ③ 変更届等における虚偽

## ＜その他（建設業法以外）の違反＞

- ① 刑法違反・独占禁止法違反  
（競争入札妨害、談合、贈収賄等）
- ② 暴力団や暴力団関係者の使用・利益供与等
- ③ その他、廃棄物処理法、労働安全衛生法などの他法令違反



違反した場合、監督  
処分（営業停止等）  
の対象に！

◎【お問い合わせ先】茨城県土木部監理課建設業担当

- ・建設業法、許可、施工体制等に係るお問い合わせ
- ・経営事項審査に係るお問い合わせ

TEL：029（301）4334

TEL：029（301）6342